

○飯豊町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例をここに公布する。

平成 27 年 12 月 9 日

飯豊町条例第 30 号

改正 平成 28 年 3 月 11 日条例第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第 2 条第 14 項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(町の責務)

第 3 条 町は、個人番号の利用に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

第 4 条を次のように改める。

(個人番号の利用範囲)

第 4 条 法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、別表第 1 の第 1 欄に掲げる機関が行う同表の第 2 欄に掲げる事務、別表第 2 の第 1 欄に掲げる機関が行う同表の第 2 欄に掲げる事務及び町長が行う法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第 2 の第 1 欄に掲げる機関は、同表の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第 3 欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りではない。
- 3 町長は、法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、

法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りではない。

- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

附 則（平成27年12月9日条例第30号）

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月11日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1

機関	事務
飯豊町長	飯豊町医療給付事業に関する規則（昭和48年規則第18号）に基づく重度心身障がい(児)者の医療費助成に関する事務であって、規則で定めるもの
	飯豊町医療給付事業に関する規則に基づく乳幼児等の医療費助成に関する事務であって、規則で定めるもの
	飯豊町医療給付事業に関する規則に基づくひとり親家庭等の医療費助成に関する事務であって、規則で定めるもの

別表第2

機関	事務	特定個人情報
飯豊町長	飯豊町医療給付事業に関する規則に基づく重度心身障がい(児)者の医療費助成に関する事務	当該申請を行う障がい者若しくは当該障がい者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障がい児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属するものに係る住民票に記載された住民票関係情報
		当該申請を行う障がい者若しくは当該障がい者の配偶者又は当該申請に係る障がい児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属するものに係る地方税関係情報
	飯豊町医療給付事業に関する規則に基づく乳幼児等の医療費助成に関する事務	当該申請を行う者及び当該者の扶養者に係る住民票関係情報
		当該申請を行う者に係る地方税関係情報
飯豊町医療給付事業に関する規	当該申請を行う者及び当該申請を	

	則に基づくひとり親家庭等の医療費助成に関する事務	行う者に扶養される者に係る住民票に記載された住民票関係情報
		当該申請を行う者若しくは当該者と同一の世帯に属する者に係る地方税関係情報